



# 放射性物質汚染対処特措法の 施行状況の概要

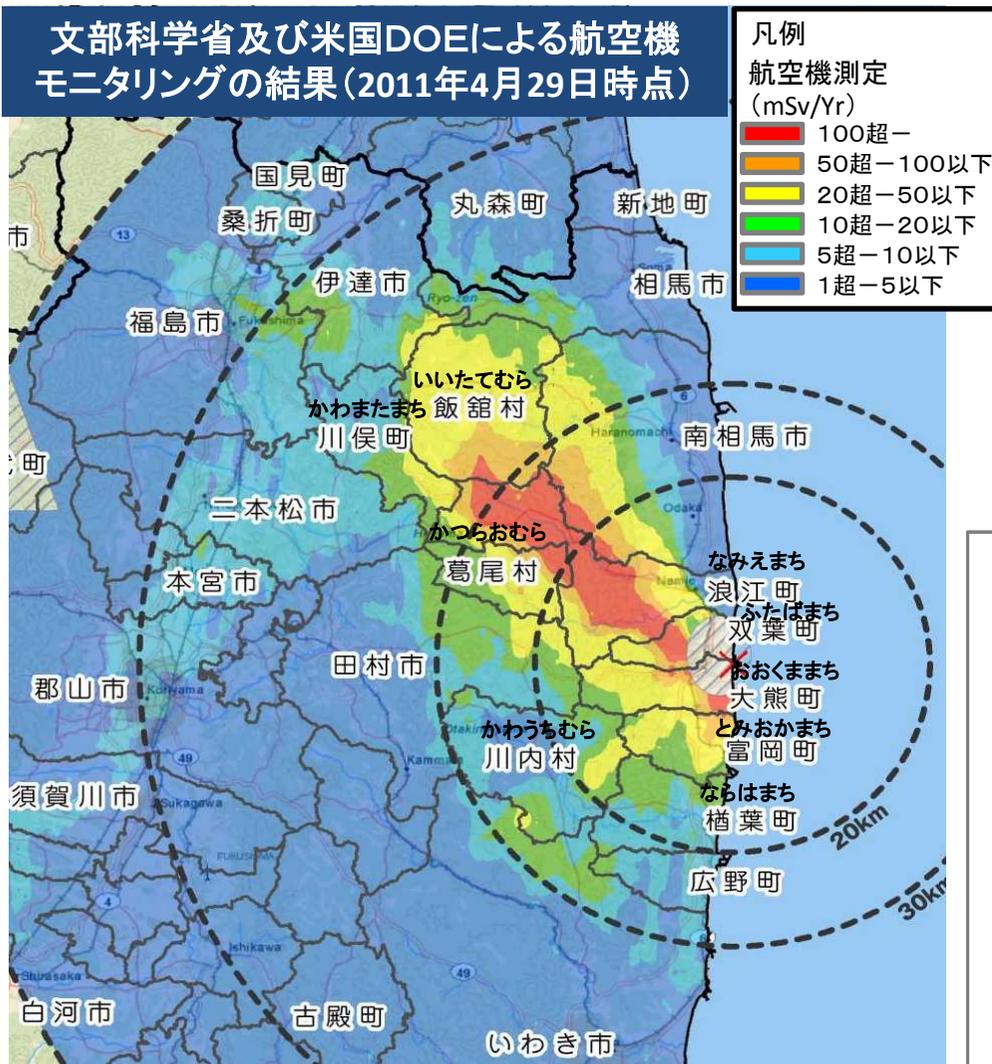
# 1. 除染について

# 福島第一原発事故に伴う汚染の状況

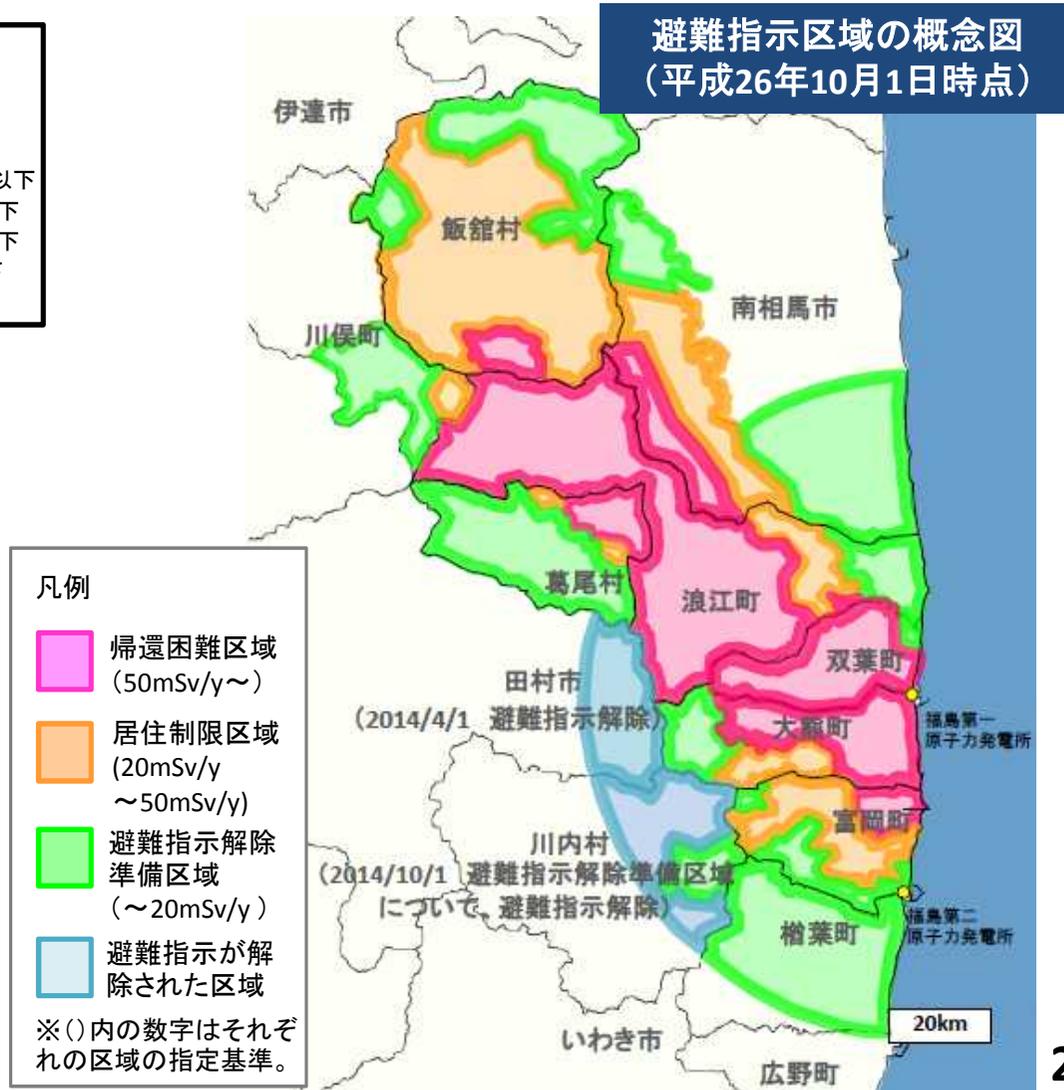
除染とは、放射線防護手段の一つ(※)として、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるために、生活空間における放射性物質の除去等を行うことをいう。

※政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、健康診断など放射線リスクの適切な管理を総合的に行うことにより、長期的に、個人が受ける追加被ばく線量を、年間1ミリシーベルト(1mSv/y)以下になることを目指している。

文部科学省及び米国DOEによる航空機モニタリングの結果(2011年4月29日時点)



避難指示区域の概念図 (平成26年10月1日時点)



# 除染特別地域(国直轄地域)の除染の進め方

## 除染の進め方の方針

特別地域内除染実施計画等に基づき、放射線量に応じて除染を実施。

- 50mSv/年超の地域(帰還困難区域)：除染モデル実証事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、今後の取扱いを検討。
- 20～50mSv/年の地域(居住制限区域)：住居等や農用地における空間線量が20mSv/年以下となることを目指す。
- 20mSv/年以下の地域(避難指示解除準備区域)についても、除染を実施。

## 特別地域内除染実施計画の見直し(平成25年12月)

「除染の進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、地元と相談の上、個々の市町村の状況に応じ、特別地域内除染実施計画(以下「除染計画」という。)の見直しを行った。

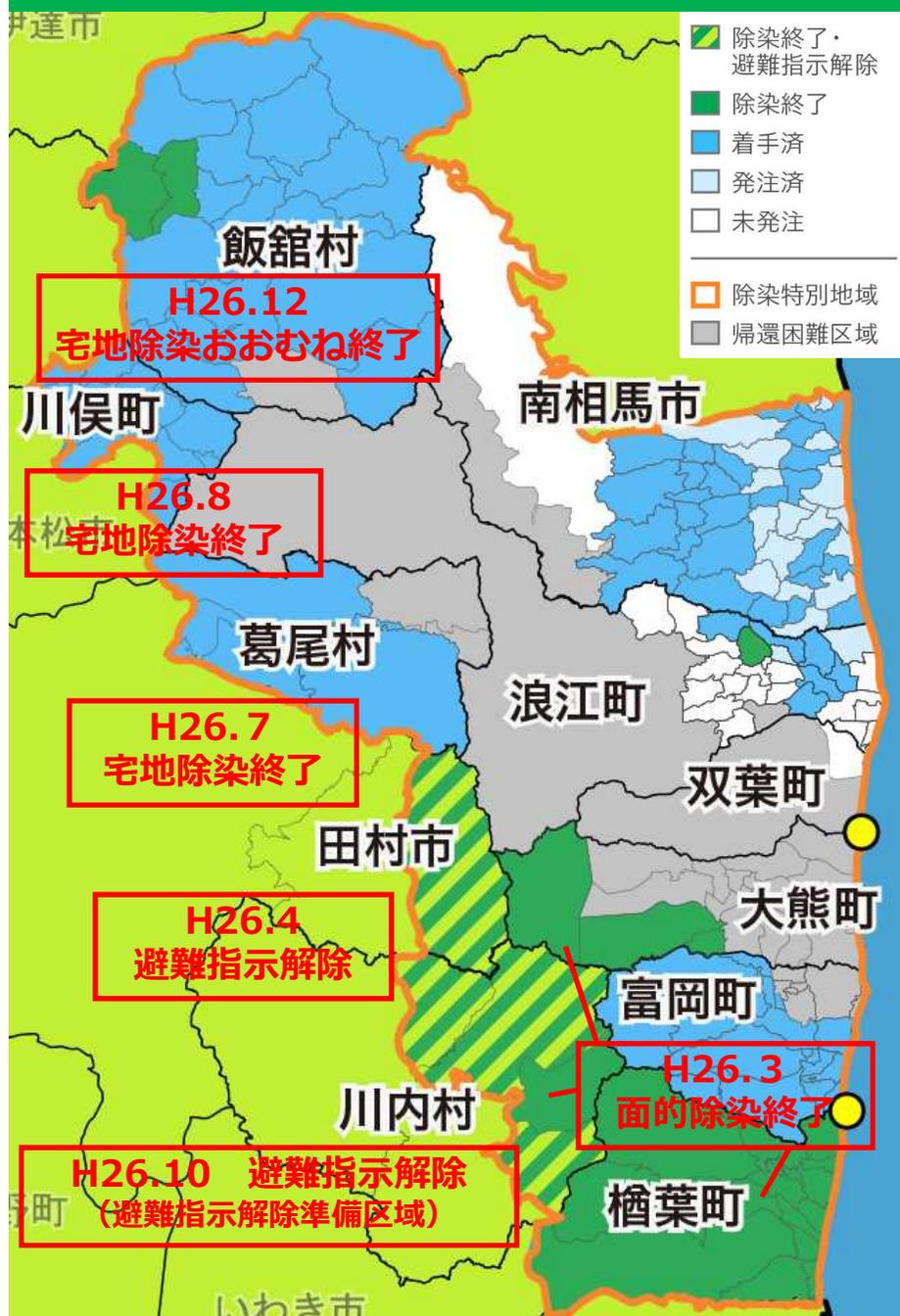
### 除染の進捗状況についての総点検(平成25年9月10日)

- 一律に2年間(平成26年3月末)で除染し仮置場への搬入を目指すとした従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進する。
- その際、除染の加速化・円滑化のための施策を講じるとともに、復興の具体化・進展に応じて除染の進め方を柔軟に見直す。

### 計画見直し(平成25年12月26日)

- 南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町について、市町村の状況に応じた現実的なスケジュールを地元と相談の上設定。
- 住民の方々の帰還に当たり重要である宅地及びその近隣について、優先的に除染を実施。
- 復興の動きと連携し、上下水道・主要道路等のインフラ復旧について関係機関と調整の上、先行的に除染を実施。
- 事業の実施に当たっては、作業の加速化・円滑化を図り、可能な限り、工期を短縮化し、工程管理を徹底するとともに、進捗状況を見える化する。

# 国直轄除染の進捗状況の概要(平成27年3月現在)



## 【各市町村等の状況と今後のスケジュール】

田村市	平成25年6月に面的除染終了 平成26年4月1日に避難指示解除
川内村	平成26年3月に面的除染終了 平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示解除
檜葉町	平成26年3月に面的除染終了
大熊町	平成26年3月に面的除染終了
常磐自動車道	平成25年6月に除染終了 (平成26年2月22日に広野IC-常磐富岡IC間が再開通) (平成26年12月6日に浪江IC-南相馬IC間が開通) (平成27年3月1日に浪江IC-常磐富岡IC間が開通)
葛尾村	平成26年7月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
川俣町	平成26年8月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
飯館村	平成26年12月に宅地除染おおむね終了 平成28年内に残りの除染終了を目指す
南相馬市	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
浪江町	津波被災地域を除く地域については平成27年度内に除染終了を目指す 津波被災地域については平成27年度内に宅地除染終了を、平成28年度内に残りの除染終了を目指す
富岡町	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
双葉町	平成27年度内に除染終了を目指す

# 国直轄除染の進捗状況①(平成27年2月20日時点)

対象11市町村のうち、全市町村で除染計画を策定、6市町村で全域又は一部地域において除染の作業中。  
田村市、檜葉町、川内村、大熊町で除染計画に基づく面的除染が終了。

	除染対象 区域 人口(人) (概数)	除染対象 面積 (ha)(概数)	区域 見直し	除染の進捗状況 (終了以外の市町村は平成27年2月20日時点)				スケジュール		避難指示 解除	
				除染計画	仮置場等	同意取得	除染作業	宅地終了	残り終了		
面的除染終了	田村市	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	H25/6 終了	25年度(すでに終了)		H26/4
	川内村	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	H26/3終了	25年度(すでに終了)		避難指示解除 準備区域は H26/10
	檜葉町	7,700	2,100	H24/8	H24/4	確保済み	終了	H26/3終了	25年度(すでに終了)		未定
	大熊町	400	400	H24/12	H24/12	確保済み	終了	H26/3終了	25年度(すでに終了)		未定
宅地除染終了等	葛尾村	1,400	1,700	H25/3	H24/9	確保済み	ほぼ終了	作業中	26年夏 (すでに終了)	27年内	未定
	川俣町	1,200	1,600	H25/8	H24/8	約9割	ほぼ終了	作業中	26年夏 (すでに終了)	27年内	未定
	飯舘村	6,000	5,600	H24/7	H24/5	確保済み	約9割	作業中	26年内 (おおむね終了)	28年内	未定
除染作業中・準備中	南相馬市	13,300	6,100	H24/4	H24/4	約8割	約7割 (約6割)	作業中	27年度	28年度	未定
	浪江町	18,800	3,300	H25/4	H24/11	約4割	約7割	作業中	27年度	28年度	未定
	富岡町	11,300	2,800	H25/3	H25/6	確保済み	約9割	作業中	27年度	28年度	未定
	双葉町	300	200	H25/5	H26/7	調整中	準備中	準備中	27年度		未定

注) 仮置場として確保が必要な面積は、今後の精査によって変わりうる。

注) 終了の市町村について、未同意の方等の同意取得を実施し同意を頂いた場合等は、除染を実施予定。

注) 「仮置場等」「同意取得」欄の括弧内は前月時点のもの。変更がない場合は省略。

## 国直轄除染の進捗状況②（平成27年2月20日時点）



除染等工事の進捗状況(実施率・発注率)は以下のとおり。

(単位:%)

平成27年 2月20日 時点	田村市		檜葉町		川内村		飯舘村		川俣町		葛尾村		大熊町		南相馬市		富岡町		浪江町	
	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率
宅地	100	100	100	100	100	100	96	100	100	100	100	100	100	100	7	99.9	17 (14)	100	11	48
農地	100	100	100	100	100	100	25	100	18	100	68 (62)	100	100	100	8 (6)	65	5	100	13	35
森林	100	100	100	100	100	100	38	100	56 (54)	100	99.9 (99)	100	100	100	34 (31)	79	28 (22)	100	14 (13)	43
道路	100	100	100	100	100	100	24	100	4	100	32 (23)	100	100	100	2 (1)	65	61 (60)	100	20 (19)	46

注1) 実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、一連の除染行為(除草、堆積物除去、洗浄等)が終了した面積等の割合。

注2) 発注率は、当該市町村の除染対象の面積等に対する、契約済の面積等の割合。

注3) 除染対象の面積等・発注面積等・除染行為が終了した面積等は、いずれも今後の精査によって変わりうる。

注4) 括弧内は前月時点のもの。変更がない場合は省略。

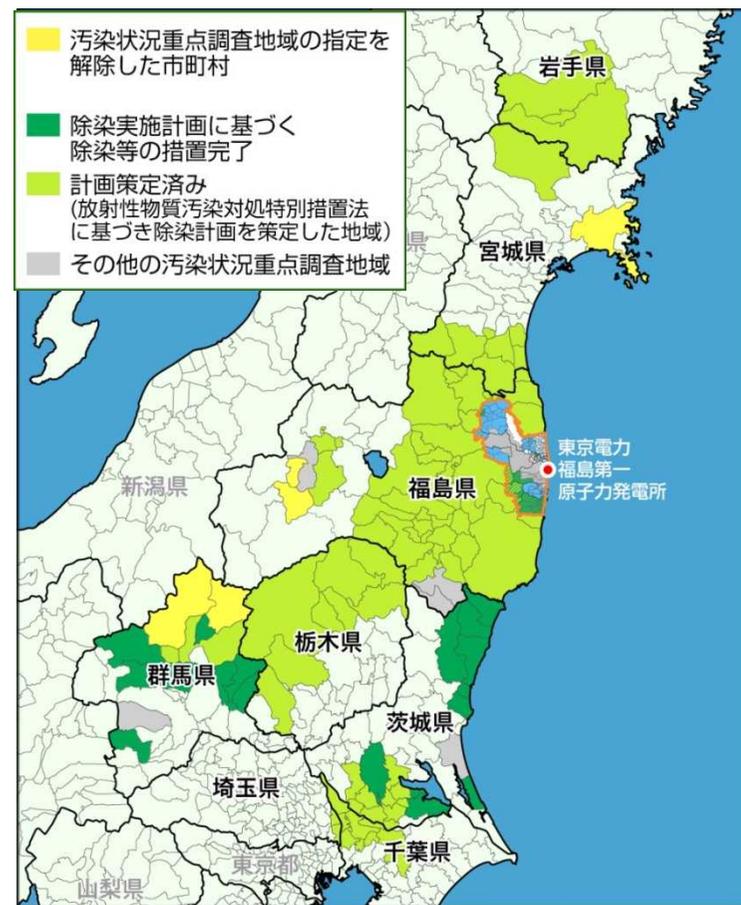
# 汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況①

子どもの生活環境を含む公共施設等は福島県内、県外ともに8割以上の進捗を示すなど、予定した除染の終了に近づいている。また、住宅・農地・牧草地・森林(生活圏)についても約6割以上と、着実な除染の進捗が見られる。

なお、福島県外については、約8割(58市町村中の45市町村)において、除染等の措置が概ね完了している。(平成26年12月末時点)

福島県内 (平成27年1月末現在)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	約8割
住宅	約6割
道路	約4割
農地・牧草地	約7割
森林(生活圏)	約6割

福島県外 (平成26年12月末現在)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	約9割
住宅	約9割
その他の施設	約9割
道路	約9割
農地・牧草地	ほぼ終了
森林(生活圏)	約7割



平成26年12月末時点の汚染状況重点調査地域は8県99市町村。(当初の104市町村から5市町村が指定解除済み)そのうち94市町村で除染実施計画を策定。

# 汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況②

## ○福島県内

平成27年1月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		当面策定 予定なし
		完了	除染作業中等	
福島県	39		福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村(36)	柳津町、矢祭町、塙町(3)
計	39	0	36	3

## ○福島県外

平成26年12月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村			
		計画策定済			当面策定 予定なし
		完了※1	概ね完了※2	継続※3	
岩手県	3		奥州市、平泉町(2)	一関市(1)	
宮城県	8		七ヶ宿町、大河原町、亘理町(3)	白石市、角田市、栗原市、丸森町、山元町(5)	
茨城県	20	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、稲敷市、東海村、美浦村、阿見町(11)	土浦市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、守谷市、つくばみらい市、利根町(7)	牛久市(1)	鉾田市(1)
栃木県	8		佐野市、鹿沼市、矢板市、塩谷町(4)	日光市、大田原市、那須塩原市、那須町(4)	
群馬県	10	桐生市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、東吾妻町、川場村(7)	沼田市(1)	高山村(1)	安中市(1)
埼玉県	2		三郷市、吉川市(2)		
千葉県	9		松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市(8)	白井市(1)	
計	60	18	27	13	2

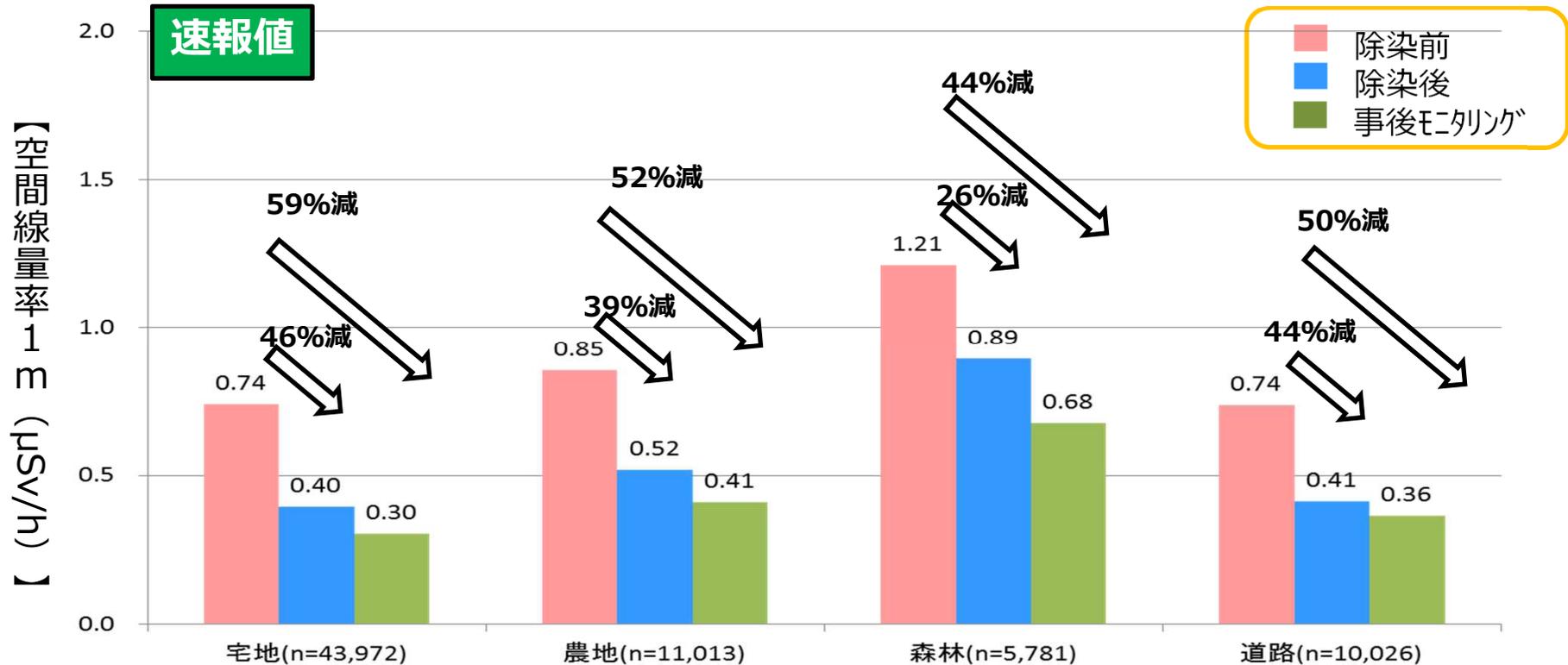
※1・・・除染実施計画に基づく除染等の措置は完了している。

※2・・・平成26年12月末時点で除染実施計画に基づく除染等の措置は完了しているが、未測定施設等における測定結果や、国(国有施設の管理者)や県(県有施設の管理者)等との調整により、必要に応じて除染実施計画を改訂して除染等の措置を継続する可能性がある。

※3・・・平成27年1月以降も除染実施計画に基づく除染等の措置を実施する予定である。

# 除染の効果等( 檜葉町の例 )

- 除染工事により例えば宅地では線量が約46%低減している。
- 事後モニタリングにおいて、**面的な除染の効果**が維持されていることが確認された。
- いずれの地目でも、**除染後から線量がさらに低減**している。



・ 除染前測定時期：平成24年6月～平成26年3月 ・ 除染後測定時期：平成24年6月～平成26年5月 ・ 事後モニタリング測定時期：平成26年7月～平成26年11月

- 面的な除染は基本的には再度実施することとはしていないが、事後モニタリングの結果、仮に部分的に除染効果が維持されず空間線量に影響を与えているような箇所があった場合には、モニタリングの結果や現場の状況に応じて、合理性や実施可能性を判断し、必要なフォローアップの除染を行うこととしている。**

# 常磐自動車道における除染の結果

- 常磐自動車道の早期開通を目指し、国は関係機関と連携し、除染とインフラ復旧・整備工事の「一体的施工」に取り組み、
  - ①放射線量の低減、②廃棄物の削減(発生予測量25,000m<sup>3</sup>に対し、実際の量は11,000m<sup>3</sup>となり、56%の削減)、
  - ③工期の短縮、を同時に可能とすることができた。
- これにより除染作業に加え、路盤の工事舗装による遮蔽効果が働き、空間線量率は除染後よりさらに低減し、「除染方針」の目標の空間線量率を大きく下回った。特に、平成27年3月1日に開通した常磐富岡IC～浪江ICについては、最も線量が高く最大で除染前に35.9μSv/h あったが、平成27年1月時点では最大でも4.8μSv/hであった。

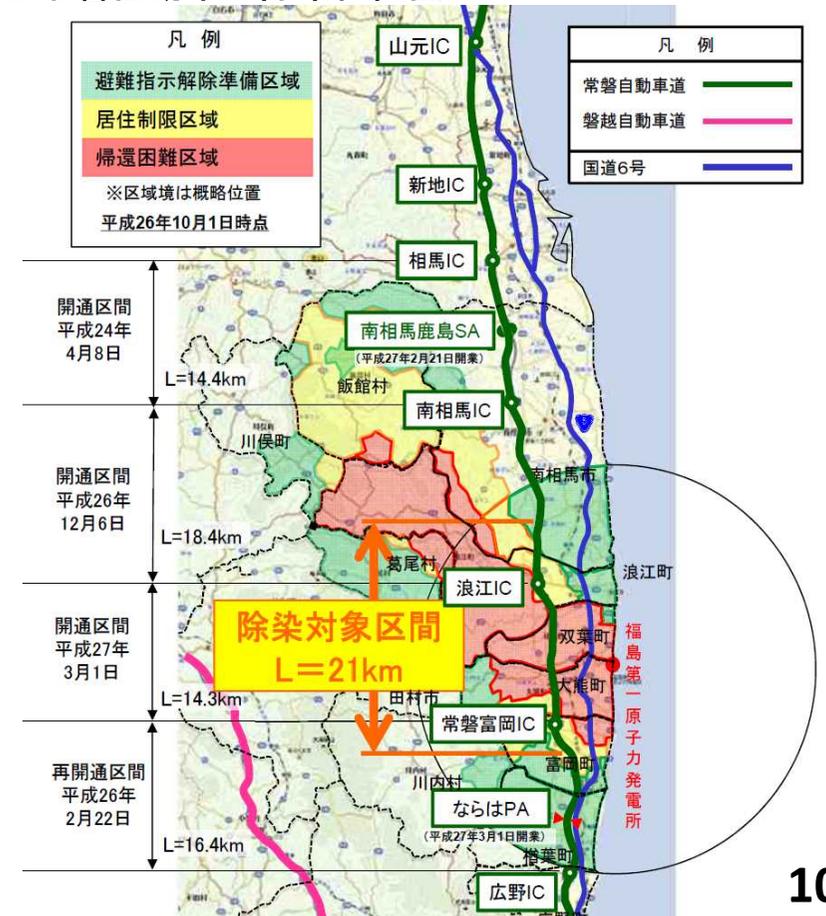
## ●除染事業の概要

実施期間	平成24年12月～平成25年6月
除染対象範囲	車道上の空間線量率が3.8μSv/h超(年間20mSv超相当)の箇所
主要な除染工法	<b>法面:</b> 除草 <b>路面:</b> 高圧水洗浄 <b>将来用地:</b> 除草、混合、転圧 <b>橋梁(高欄、落下防止柵等):</b> 拭き取り ※未開通区間における本線の路面の表土剥ぎは省略

## ●除染の結果

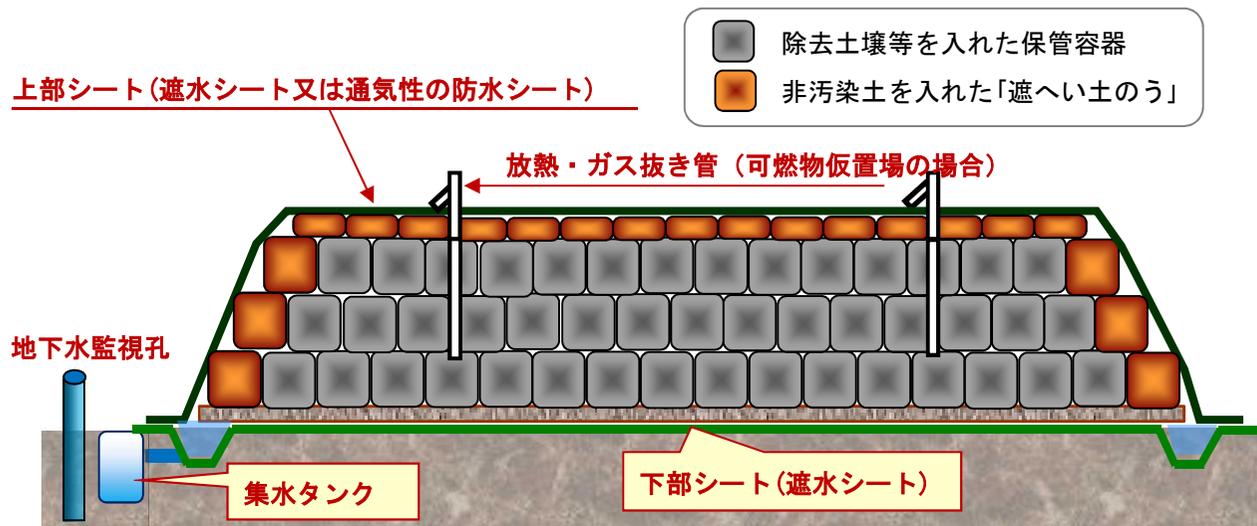
区間 (H24年6月時点)	「除染方針」の目標	1m高空間線量率平均 (μSv/h)			H26年10月測定値の除染前からの低減率
		除染前	除染後	H26年10月	
①3.8μSv/h超～9.5μSv/h以下	3.8以下	4.3	2.8	0.9	79%
②9.5μSv/h超	9.5以下	15.7	9.9	2.3	85%

## ●常磐自動車の除染位置図



# 仮置場における除去土壌等の保管・管理状況

○仮置場の基本構造と、日常における管理・点検(直轄除染の仮置場の例)



## 管理・点検の内容

週1回の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視点検</li> <li>空間線量率の計測</li> <li>破損等の応急的復旧措置</li> </ul>
月1回の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の計測</li> <li>集水タンク内の浸出水の処理</li> </ul>
異常気象・地震時の緊急点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視点検</li> <li>空間線量率の計測</li> </ul>

○仮置場の箇所数と、保管されている除去土壌等の数量

	仮置場数	現場保管箇所数	除去土壌等の保管量	数量の時点
直轄除染	208カ所	—	2,811,613m <sup>3</sup>	H27. 1.31
市町村除染(福島県内)	775カ所	86,608カ所	3,452,243m <sup>3</sup>	H26. 12.31
〃 (福島県外)	23カ所	17,257カ所	272,682m <sup>3</sup>	H26. 9.30

## 2. 中間貯蔵施設について

# 中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落葉・枝等)

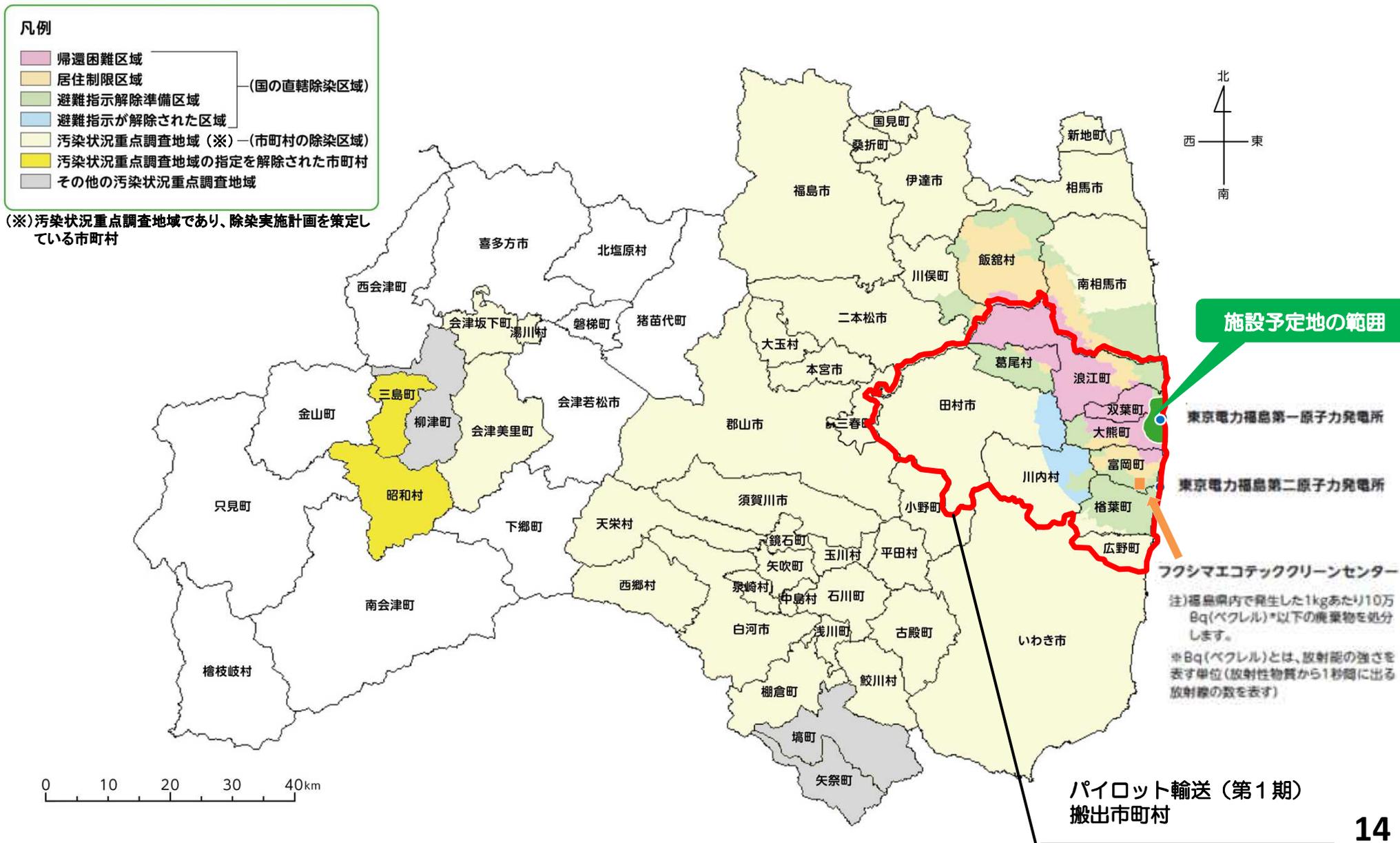


※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する。

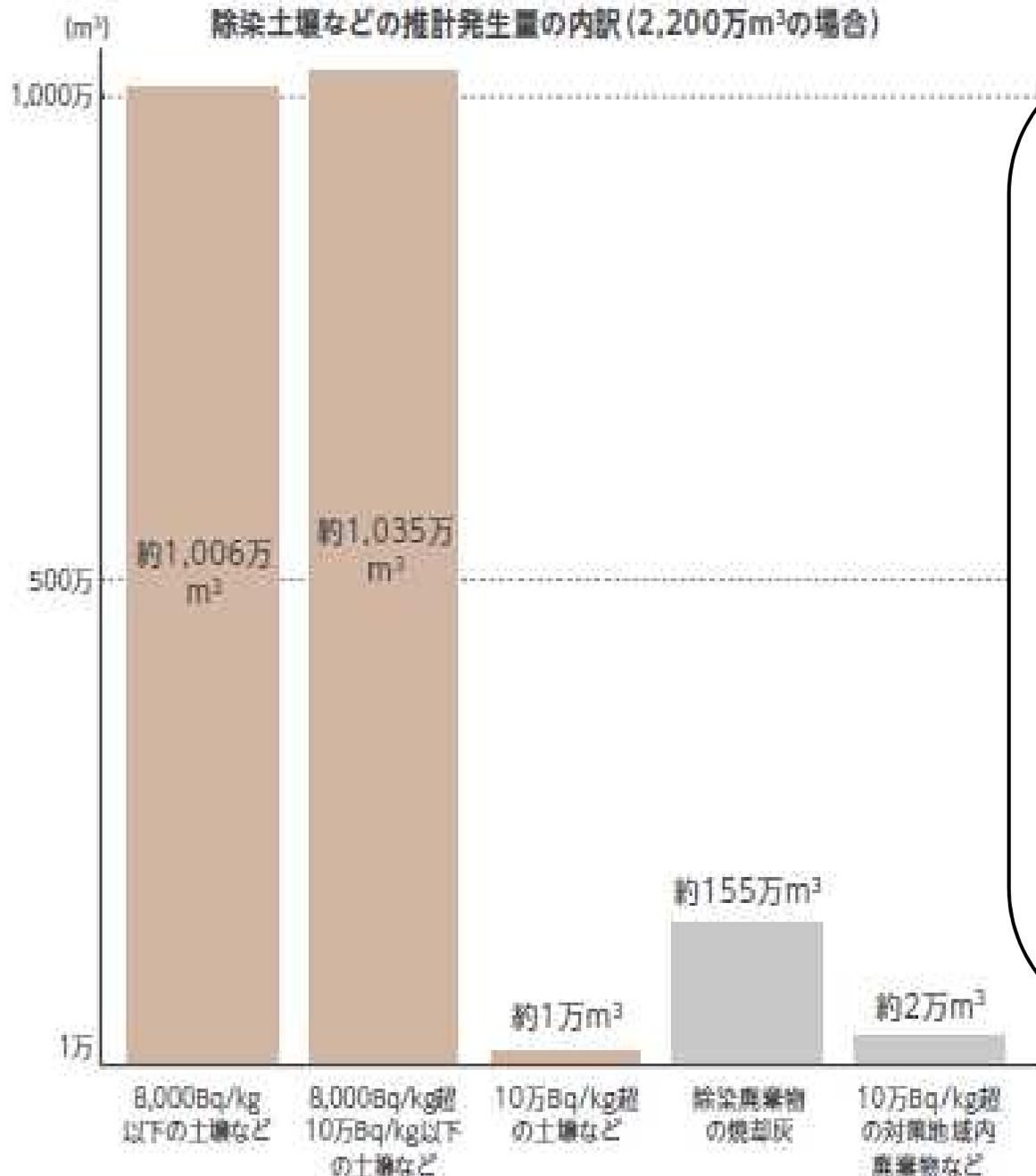
2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

注) 10万Bq/kg以下の放射能濃度の焼却灰等は、富岡町の民間管理型処分場(フクシマエコテッククリーンセンター)において最終処分する方針

# 福島県内における除染実施地域と 中間貯蔵施設予定地の位置関係



# 中間貯蔵施設の貯蔵量



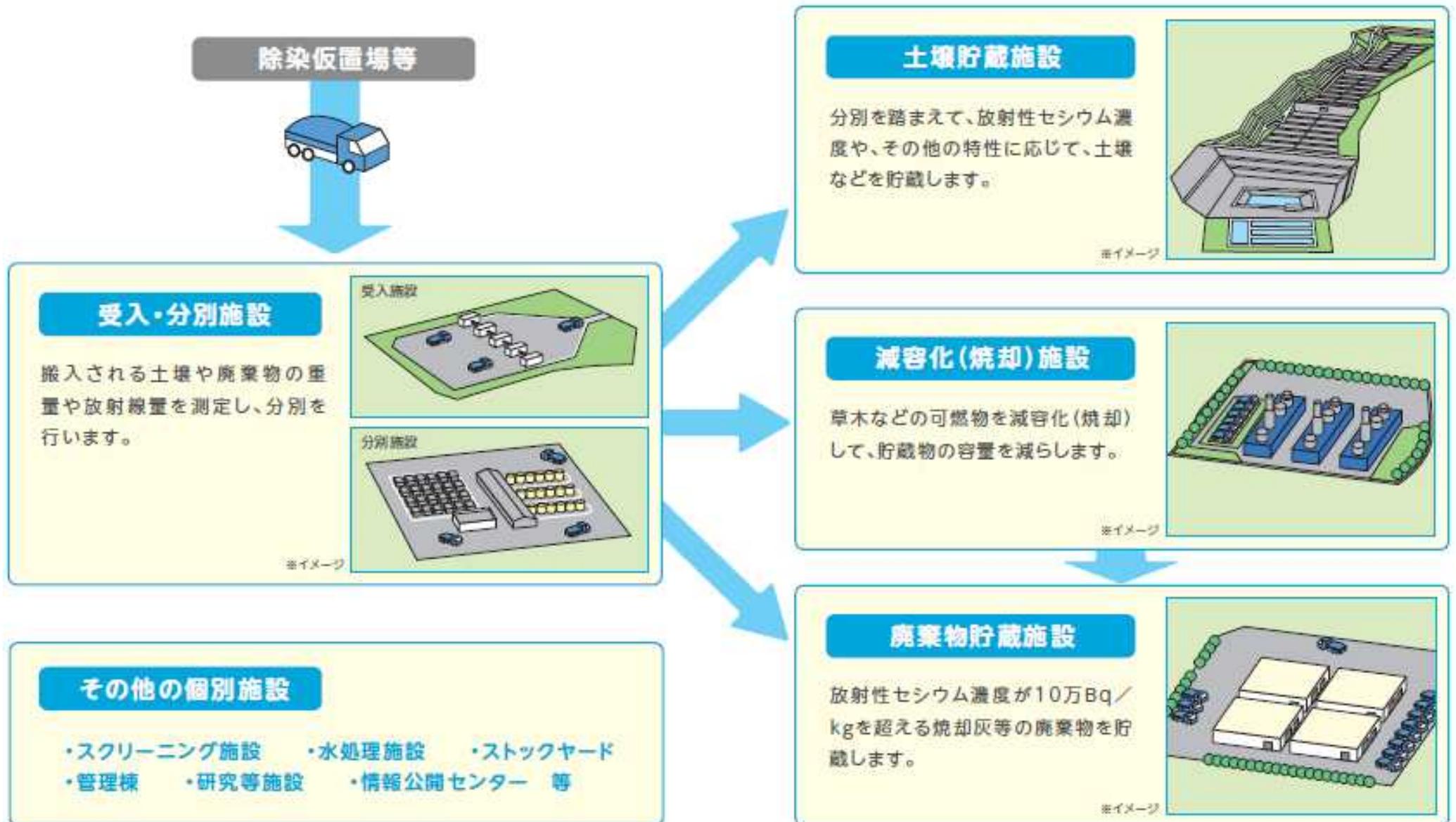
○福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化(焼却)した後で、約1,600万～約2,200万m<sup>3</sup>と推計。  
(参考:東京ドーム(約124万m<sup>3</sup>)の約13～18倍に相当)

※中間貯蔵施設の検討に当たっては、上記の他、追加的な除染など、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。



# 中間貯蔵施設の個別施設と処理フローのイメージ

○中間貯蔵施設は、様々な機能をもつ施設で構成する予定。

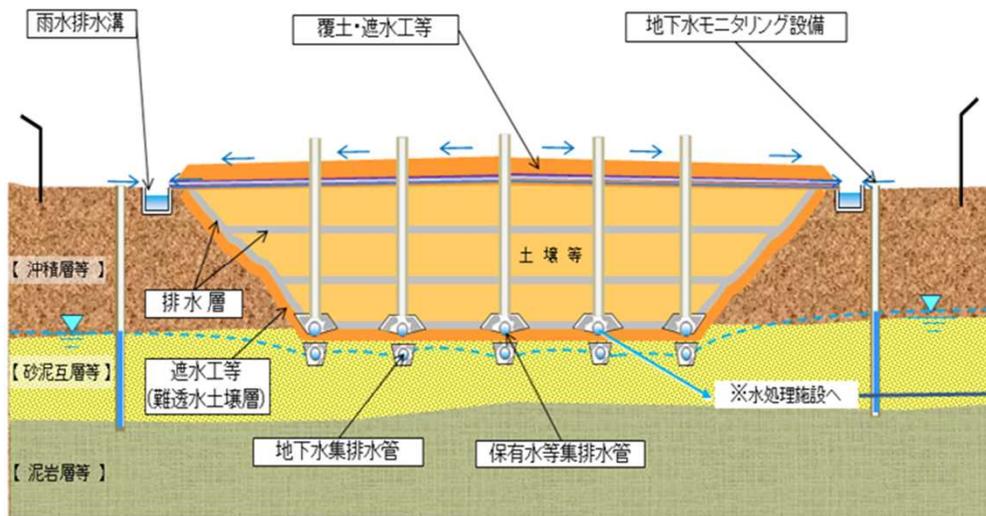


# 中間貯蔵施設のイメージ(貯蔵施設)

## ＜土壌貯蔵施設のイメージ＞

適用地形・地質  
台地等

放射性セシウム濃度  
8,000Bq/kg超

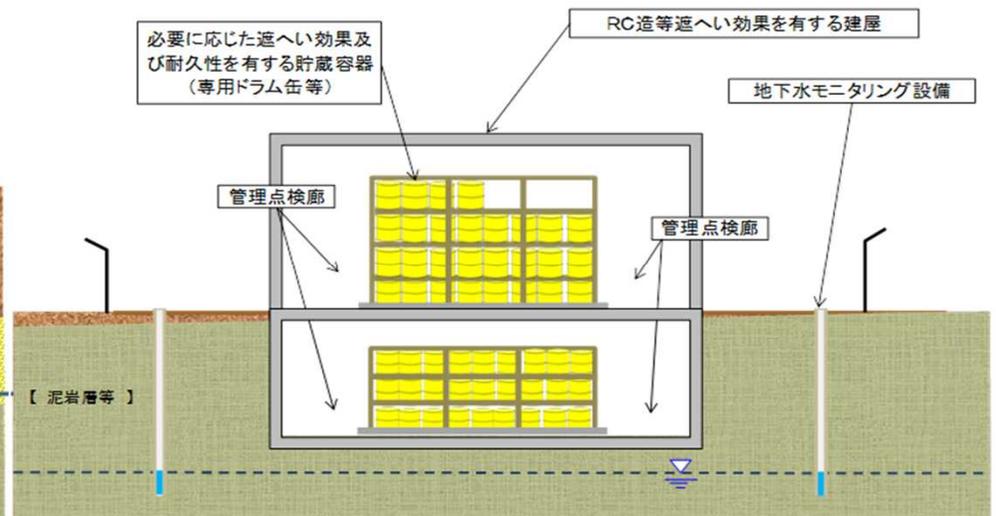


(土壌貯蔵施設Ⅱ型Bの場合)

## ＜廃棄物貯蔵施設のイメージ＞

適用地形・地質  
丘陵地、台地

放射性セシウム濃度  
10万Bq/kg超



※上記は模式的な概念図であり、構造の詳細は地形・地質等を考慮しつつ今後検討。

# 主要な論点と政府の対応①

※「中間貯蔵施設等に係る対応について(平成26年7月28日 環境省 復興庁)」及び「中間貯蔵施設等に  
係る対応について(平成26年8月8日 環境省 復興庁)」より抜粋

## ・法制化・最終処分等

論点	政府の対応
○ 30年以内の県外最終処分の法制化すべき	○ <u>日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)を改正し、国の責務の中核として、中間貯蔵開始後30年以内に県外最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨を規定</u>
○ 最終処分に至るプロセスを明示すべき	○ 現時点での県外最終処分に向けた考え方をとりまとめ公表済

## ・用地の取扱い等

論点	政府の対応
○ 買取り以外に賃貸借も選べるようにすべき	○ 買取りに加え、土地の所有権をそのまま残すことができる <u>地上権の設定も選択肢とし、両者から選べるようにする</u>
○ 土地売却時等の後も住民票を残しておけるようにすべき	○ 避難されている方が大熊・双葉町内に転居を希望の場合、 <u>転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間、現在の住民票はそのままにしておけるようにする</u>

# 主要な論点と政府の対応②

※「中間貯蔵施設等に係る対応について(平成26年7月28日 環境省 復興庁)」及び「中間貯蔵施設等に係る対応について(平成26年8月8日 環境省 復興庁)」より抜粋

## ・補償額等

論点	政府の対応
○ 具体的な用地補償額又は目安を示すべき	○ 中間貯蔵施設の建設受入についての判断をいただいた後、速やかに土地所有者等の権利者を対象とした用地説明会を開催
○ 用地補償額について、原発事故前価格で補償すべき	○ 国として、 <u>現行ルールの中で最大限の補償を実施</u> (動産保管料の加算等) (注)福島県において、特別の生活再建措置を実施するための <u>交付金を、大熊町・双葉町に交付(150億円)</u>

## ・生活再建策・地域振興策等

論点	政府の対応
○ 具体的かつ十分な生活再建策・地域振興策の提示(特に自由度の高い財源措置)	○ 中間貯蔵施設の整備等や福島第一原発の廃炉等による影響等に対応し、原子力災害からの福島の復興と地域の自立を確かなものとするため、 <u>総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置を実施</u> ①中間貯蔵施設等に係る交付金(仮称) :1,500億円 ②原子力災害からの福島復興交付金(仮称) :1,000億円 ③福島第一原発に係る電源立地地域対策交付金:総額510億円(年17億円増額し、30年間交付)
○ 大熊・双葉両町の将来像の提示	○ <u>復興大臣として両町の復興に向けた基本的な考え(大熊・双葉ふるさと復興構想(根本イニシアティブ※8月下旬公表済))を作成し、町とともに復興の具体化を推進</u>

## 主要な論点と政府の対応③

中間貯蔵施設に係る申入れについて(平成26年9月1日 福島県) (抄)

### ○確認事項

地権者に対して、分かりやすい、丁寧な説明を行うこと。また、建設受入の判断と搬入受入の判断は別であり、搬入受入の判断に当たっては、次の事項を確認するものであること。

- (1) 県外最終処分の法案の成立
- (2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度
- (3) 国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化
- (4) 施設及び輸送に関する安全性
- (5) 県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意



※中間貯蔵施設への搬入に当たっての確認事項等について(平成27年2月8日 環境省 復興庁)のポイント

#### (1) 県外最終処分の法案の成立について

- ・「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」との国の責務等を規定した日本環境安全事業株式会社 (JESCO)法の一部改正法案が昨年11月成立、12月に施行。

#### (2) 中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度について

- ・26年度補正予算で「中間貯蔵施設等に係る交付金」1,500億円及び、「原子力災害からの福島復興交付金」1,000億円を措置、2月3日に成立。27年度予算案に「福島特定原子力施設地域復興交付金」を計上。
- ・いずれの交付金も、地域のニーズに応じた広範な事業に活用可能。

## 主要な論点と政府の対応④

※中間貯蔵施設への搬入に当たっての確認事項等について(平成27年2月8日 環境省 復興庁)のポイント

### (3)国による搬入ルート<sup>①</sup>の維持管理等及び周辺対策の明確化について

- ・「輸送基本計画」(26年11月)及び「輸送実施計画」(27年1月)に基づき道路交通対策を実施。

### (4)施設及び輸送に関する安全性について

- ・施設については、国の検討会での検討結果を基に、安全に貯蔵を行うために必要となる事項を施設に係る指針等として整理し、県の専門家会議でご意見をいただいた。今後、これらに基づき施設建設等を実施。
- ・輸送についても、関係機関から構成される輸送連絡調整会議での調整を経て、県の専門家会議でご意見をいただき、「輸送基本計画」をとりまとめた。さらに、同計画に基づきとりまとめられた「輸送実施計画」等に基づき、安全かつ確実に実施。

### (5)県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意について

- ・環境省が施設の建設や管理運営及び土壌等の収集運搬の安全確保に万全の措置を講ずること、県及び大熊町・双葉町はそれを確認し、必要に応じて建設・搬入停止を含めた措置を求め得ること、地域住民を含めた者で構成される環境安全委員会を設置すること等を内容とした協定案をとりまとめ。

### (6)その他

- ・特措法施行前に緊急的に実施された学校等の除染土壌等について、実態を踏まえ中間貯蔵施設に搬入。
- ・ため池の放射性物質対策等で生じた土壌等のうち、線量が高い等の理由により、中間貯蔵施設以外での処理困難なものについても、状況を把握し関係機関間で整理を行った上で、施設に搬入。

# 中間貯蔵施設への輸送(パイロット輸送)について

- ・ 大量の除去土壌等を輸送する本格輸送に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、パイロット輸送を概ね1年間実施。
- ・ パイロット輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- ・ パイロット輸送では、各市町村からそれぞれ1,000立方メートル程度を輸送。

## ◆ 運行計画の策定等

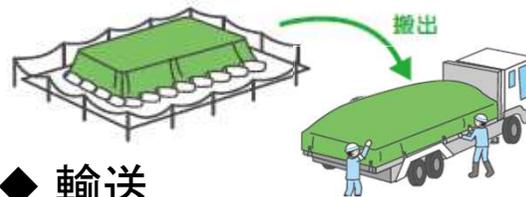
輸送の実施に当たっての具体的な作業計画である運行計画を搬出自体等と必要な調整をして作成。  
また、運転手等へ教育・研修を実施。

## ◆ ルートの設定

輸送に用いるルートは、予め設定。  
輸送には、高速道路を積極的に利用。

## ◆ 積込・搬出

搬出作業は周囲の環境に配慮して行うとともに、散乱したり漏れたりしないような荷姿を確保。



## ◆ 輸送

輸送中は、輸送物を全数管理し、輸送車両の位置を全数把握。

## ◆ 事故への対応

万が一の事故に対応する体制を整え、いざというときには迅速に対応。

## ◆ モニタリング

輸送に伴い生活環境への影響や放射線量の上昇などがないかモニタリングし、結果を公開する予定。

⇒ パイロット輸送の実施・検証を通じて、本格輸送に向けた準備を進める。

# 中間貯蔵施設の保管場(ストックヤード)工事の概要

## 【目的】

中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。

## 【敷地規模】

- (第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約3万 $\text{m}^2$
  - (第二弾)大熊町で約2万 $\text{m}^2$ 、双葉町で約3万 $\text{m}^2$ を想定
- ※保管場のほか、受入スペースや管理事務所等を含む。

## 【保管容量】

- (第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ1万 $\text{m}^3$
- (第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ1万 $\text{m}^3$ を想定

## 【工期】

- (第一弾)平成27年1月9日～平成27年6月末
- (第二弾)平成27年5月下旬～平成28年3月末を予定

## 【主な作業内容について】

- ①線量低減措置(除染) → 土壌等保管場の設置に際して、当該保管場及び周辺域(道路を含む)の除染を実施する。
- ②道路補修工 → 中間貯蔵予定地内の道路等の補修工事を実施する。
- ③敷地内整備工 → 除染実施後、敷地内を造成するとともに、スクリーニング施設等を設置する。
- ④土壌等保管場整備工 → 仮置場に準拠した設備を設置する。
- ⑤除染土壌等の輸送 → 仮置場等に保管されている除染土壌等を搬出し、保管場へ搬入・定置

## 中間貯蔵施設への搬入開始

- 平成27年3月13日、中間貯蔵施設への搬入を開始（大熊町南平仮置場から搬出し、大熊町内の保管場に搬入・定置）。
- お彼岸期間（3月18日～24日）は、輸送を停止。
- 3月25日からは、双葉町においても搬入を開始。（双葉町新山仮置場から搬出し、双葉町内の保管場に搬入・定置）。



大熊町南平仮置場からの搬出作業



保管場への搬入・定置作業（大熊町内）

# 中間貯蔵施設の整備等のために必要な法律の改正について (日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要)

- 福島を除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等は、国が責任をもって行う。
- 国が強い指揮監督権限を有する特殊会社(国100%出資)であり、かつ、ノウハウの蓄積された専門組織である日本環境安全事業株式会社を活用できるよう、必要な規定の整備を行う。

## 会社の名称、法律の題名

1. 会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更する。
2. 法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。

## 国の責務

1. 国は、中間貯蔵施設を整備し、その安全を確保する。
2. 国は、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずる。
3. 国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。 等

## 事業の範囲

会社は、国、県、県内の市町村その他の者の委託を受けて中間貯蔵に係る事業等を行う。

※ 引き続き、PCB廃棄物処理事業等も行う。

## 株式の政府保有、政府出資、課税の特例

1. 会社の発行済株式の総数保有と規定(現行法上は、過半数保有と規定。現時点では総数保有。)
2. 政府の追加出資
3. 追加出資に伴う資本金の増加の登記に係る登録免許税の非課税措置

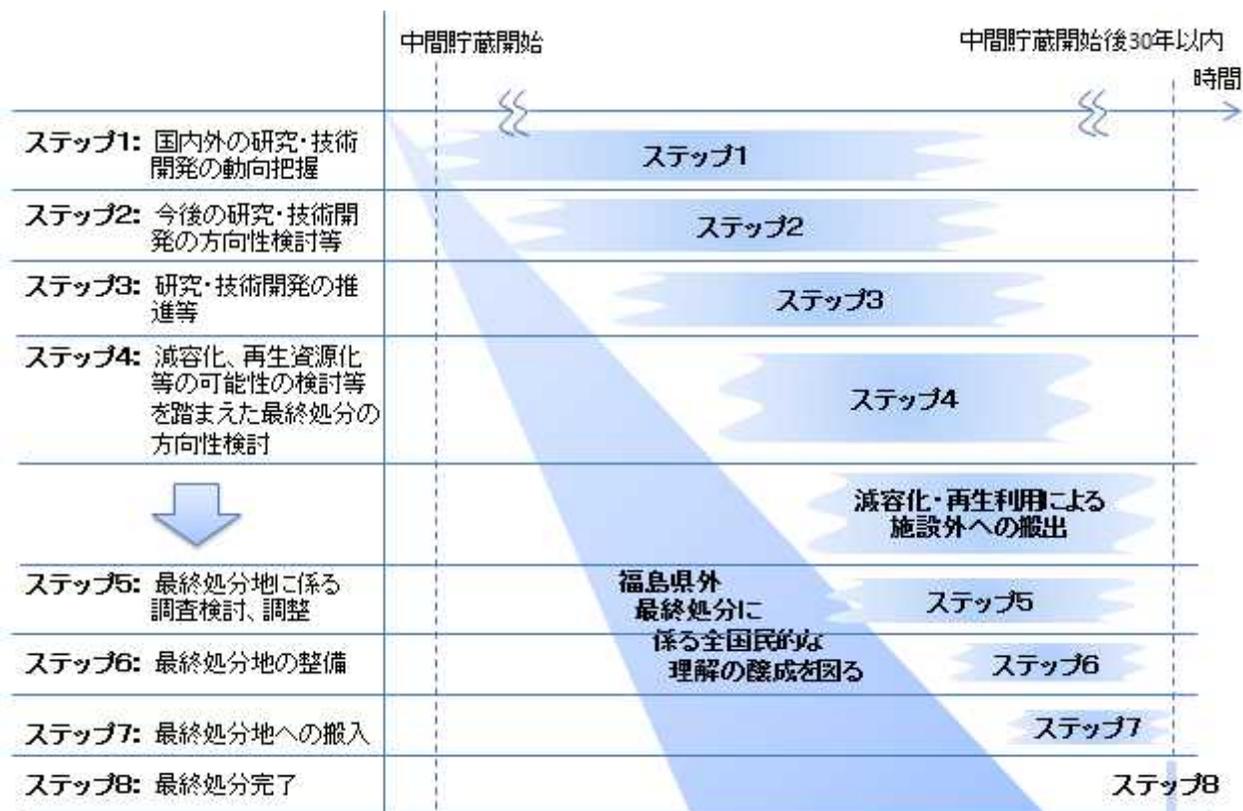
※ その他、区分經理の導入等所要の規定の整備を行う。

※ この法律は、公布の日から起算して2月以内の政令で定める日(2014年12月24日)から施行(一部を除く。)

# 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について

- 福島県外での最終処分に向け、8つのステップに沿って取組を進めていく。
- 具体的には、放射能の物理的減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集しながら、まずは、研究・技術開発、減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等に取り組む。
- 並行して、情報発信等を通じて、低濃度生成物の再生利用と県外最終処分に係る全国民的な理解の醸成を図る。

## 最終処分に向けた8つのステップについて



(参考)日本環境安全事業株式会社法の一部改正法附帯決議(抄)

- 一 (略)・・・中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は(略)・・・必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

### 3. 廃棄物処理について

# 放射性物質に汚染された廃棄物の流れ

東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって広い地域に移動・拡散し、雨などにより地表や建物、樹木などに降下しました。これが、私たちの日常生活の中で排出されるごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥などに付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生しました。

## 発生の経緯

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出
- ③環境中に放出された放射性物質は、地表や樹木、住宅等に付着し、環境を汚染
- ④放射性物質が付着した一般廃棄物や産業廃棄物は焼却することにより、その放射性セシウム濃度が濃縮
- ⑤下水汚泥や浄水発生土、農林業系副産物、農業集落排水汚泥等にも放射性物質が濃縮

## 放射性物質の流れ



出典:環境省 指定廃棄物処理情報サイト

# 指定廃棄物の指定状況(平成26年12月31日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	10	475.6
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	2	2,238.2	15	74.7	25	3,324.1
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	310	99,751.9	104	3,025.1	35	2,261.2	3	168.1	58	9,447.4	19	2,481.3	83	12,534.3	612	129,669.2
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200.0	26	8,133.0	5	18.4	77	13,526.3
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	47	2,723.6	2	0.6	0	0	0	0	1	542.0	0	0	12	420.8	62	3,687.0
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	410	108,483.5	107	3,026.7	67	5,563.6	4	295.1	74	13,629.1	47	12,852.5	126	13,565.2	835	157,416

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
- 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
- このうち、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。

## 帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 檜葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了(平成26年3月末)。
- その他の市町村についても、処理計画における搬入完了目標に向けて、対象となる帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年2月末現在、約43万トン完了。種類別の処理の状況は次のとおり。

### (1) 津波による災害廃棄物の処理

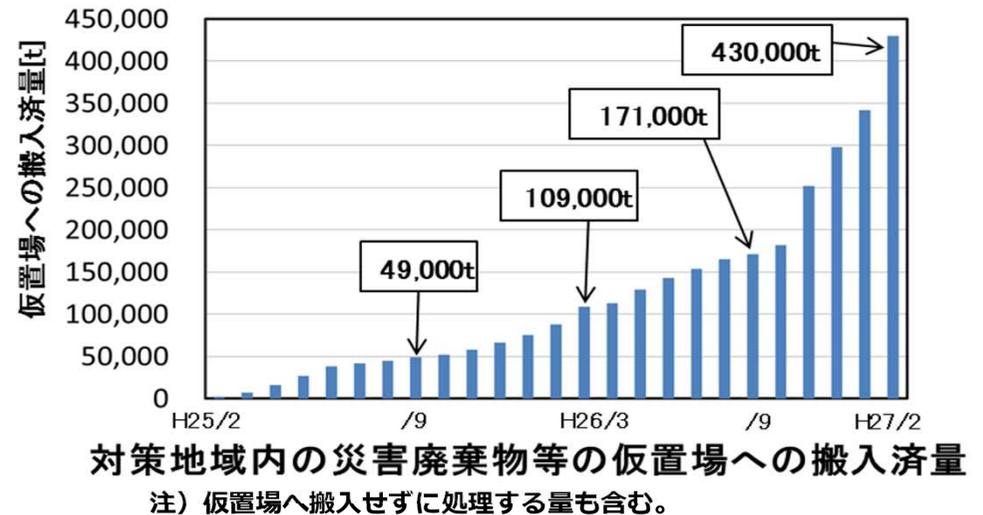
- 仮置場が整備されたところから順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。  
【平成27年2月以降の動き】
- 南相馬市旧警戒区域内における津波被災地域のがれきの撤去及び仮置場への搬入の完了について報道発表(3月6日)。

### (2) 被災家屋等の解体撤去

- 被災家屋等解体関連受付・調査を行い、順次被災家屋等の解体撤去を実施中。
- 解体撤去申請の受付は約4,700件、解体撤去は約550件実施済み。

### (3) 家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、帰還の準備を行う方の希望に応じて家の片付けごみの回収を実施中(8市町村で実施中、2町村で一通り実施済)。
- 回収した廃棄物の一部は既設の焼却施設(南相馬市はクリーン原町センター、檜葉町は南部衛生センター)で処理中。



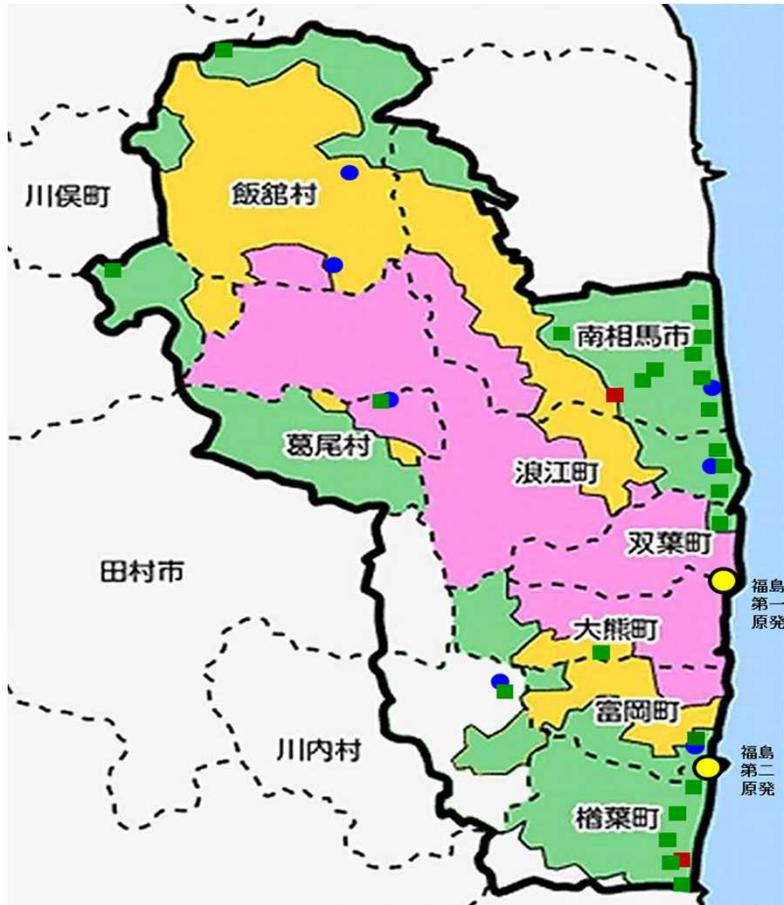
撤去前(平成26年1月)



撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

# 国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年3月27日現在)



## (1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済（うち2箇所においては原状復旧済）。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。  
<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>

## (2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村（7施設）において事業者との契約を終え、うち、4施設は稼働中、3施設は建設工事中(うち、1施設は4月竣工予定)。

稼働中	飯舘村(小宮地区)、川内村、富岡町、南相馬市
建設工事中	葛尾村、浪江町、飯舘村(蕨平地区)
地元調整中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。



双葉町中野地区における仮置場の整備状況(平成27年3月)



富岡町における仮設焼却施設(平成27年3月)



葛尾村における仮設焼却施設の建設状況(平成27年3月)

# 指定廃棄物の保管状況

指定廃棄物は、発生箇所などにおいて分散して一時保管されていますが、長期的には台風や竜巻など自然災害による心配や、保管者の精神的負担もあり、できるだけ早期に安全な方法で処理を行う必要があります。

## 一時保管場状況



焼却灰



下水汚泥



農林業系副産物



浄水発生土

# 福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場(フクシマエコテック)、10万Bq/kgを超えるものは、中間貯蔵施設に搬入する計画。

## 既存の管理型処分場(フクシマエコテック)に関するこれまでの対応経緯

- 平成25年12月 環境大臣及び復興大臣が、4町(双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町)及び福島県に対して、既存の管理型処分場(フクシマエコテック)の活用と中間貯蔵施設の設置について受け入れを要請。
- 平成26年2月 福島県知事から、中間貯蔵施設について双葉町・大熊町に集約する一方、楡葉町には固型化施設等関連施設(飛灰等をセメント固型化する施設)を配置する方向で計画案を見直すこと等を求める申入れ。
- 平成26年3月 環境大臣・復興大臣より、福島県知事からの申入れに対して、固型化施設等関連施設を楡葉町波倉地区に設置すること等を回答。

### 富岡町

- 平成26年2月3日、4月10日、5月23日 全員協議会で説明
- 平成26年6月8、14、15日 住民説明会で説明
- 平成27年2月19日 全員協議会で説明

### 楡葉町

- 平成26年4月18日 全員協議会で説明
- 平成26年4月19日、20日 住民説明会で説明

## 減容化事業の例

### 福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化事業

平成25年4月から稼働し、平成26年10月末をもって保管汚泥の減容化処理を完了。今後解体撤去予定。



### 福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。



### 福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

平成26年3月から、稼働中



### 福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年秋頃を目途に焼却開始予定。

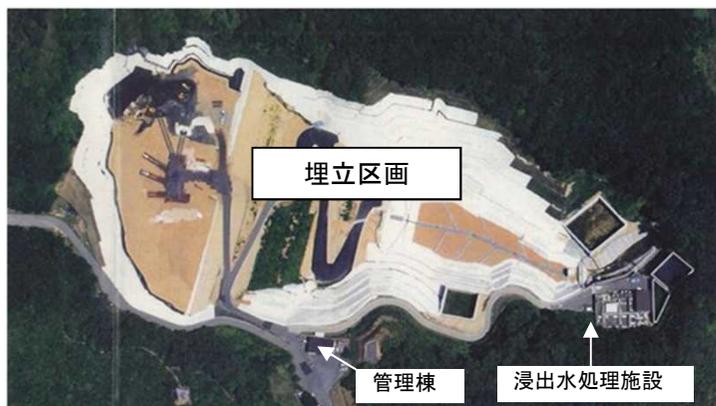
# フクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画(案)の概要

## 1. はじめに

- ・双葉地域、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題を一刻も早く解決することが必要。
- ・既設の管理型処分場を活用して最終処分することが可能な10万Bq/kg以下の廃棄物については、適切な処分場を確保し、速やかに埋立処分を開始することが必要。

## 2. フクシマエコテックの概要

- ・処分場所在地：福島県双葉郡富岡町  
大字上郡山字太田  
(搬入路入口は檜葉町に所在)
- ・処分場面積 : 約9.4ha
- ・埋立容量 : 約96万 $m^3$
- ・埋立地の残余容量 : 約74万 $m^3$



フクシマエコテッククリーンセンター(平成22年7月撮影)

## 3. 処分計画

### (1) 埋立対象物

- ・対策地域内廃棄物等 約44.5万 $m^3$
- ・福島県内の指定廃棄物 約18.2万 $m^3$
- ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ(10年分) 約2.7万 $m^3$

### (2) 事業期間

- ・対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物 約6年間を目途
- ・双葉郡8町村の生活ごみ 約10年間

### (3) 廃棄物の処理方法

- ・放射性セシウムの溶出量の比較的多い廃棄物はセメント固型化する。
- ・埋立作業を実施していない区画のシートによる保護(雨水浸透抑制)、不透水性土壌層の敷設(雨水浸透抑制)、中間土壌層の敷設(放射性物質の吸着)など、放射性物質が漏出しないよう多重の対策を実施。

### (4) 埋立処分における安全評価

- ・敷地境界等における放射線被ばくの安全評価において、埋立作業中の最大追加被ばく線量は0.056mSv/年であり、基準値(1mSv/年)を大幅に下回った。

## 4. 維持管理・モニタリング

### (1) 施設等の点検や空間線量率のモニタリング

- ・遮水工や浸出水処理施設等の定期点検や、空間線量率や地下水等の放射能濃度のモニタリングを実施。

### (2) 環境省の責任と監視・監督

- ・特措法に基づき、環境省が事業主体となり責任を持って埋立処分を実施。
- ・環境省は現場責任者を常駐させ、適切な埋立処分や施設の管理を確保。
- ・環境モニタリングとその結果の公表は、環境省が自ら実施。

## 関係5県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)における指定廃棄物の処理に関する動き

### 前政権における経緯

- (1) 放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)  
指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (2) 指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)  
多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。
- (3) 処理施設の候補地提示(平成24年9月)  
栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

### 政権交代後の選定プロセスの見直し

➤平成25年2月25日、前政権下での指定廃棄物の処理施設の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

- ① 市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成
  - ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。
- ② 専門家で構成される有識者会議による評価の実施
  - ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論
- ③ 候補地の安全性に関する詳細調査の実施
  - ・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

## 各県で候補地を選定するためのベースとなる候補地選定手法の基本的な案 (第6回有識者会議とりまとめ)

### 安全等が確保できる地域を抽出

- ・自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期すために避けるべき地域を除外
- ・特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

### 地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出

- ・地域特有の自然災害・貴重な自然環境等の存在や地元住民の安心に特に配慮すべき地域特有の要件に配慮(市町村長会議で合意された場合)

### 必要面積を確保した土地の抽出

- ・利用可能な国有地が基本(市町村長会議において、利用すべき土地として公有地や民有地が提案された場合には候補地の対象に含める)
- ・候補地として必要な面積を十分に確保できるなだらかな地形の土地を抽出

### 安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定

- ・地元の理解がより得られやすい土地を選定するため、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況から評価
- ・対象となる土地の数が二桁以上となった場合は、適性評価方式により候補地を絞り込み。その後、総合評価方式により詳細調査を実施する候補地を選定
- ・4つの評価項目の重みづけは、地域の事情を勘案して決定

### 詳細調査の実施、候補地の提示

- ・詳細調査(ボーリング調査など)を実施し、有識者会議による現地視察及び評価
- ・候補地の提示方法については市町村長会議の意見を踏まえ決定

# 指定廃棄物に関する関係5県の状況

福島県外で、特に指定廃棄物の保管状況がひっ迫している県においては、国が処理施設を確保する方針。5県において、市町村長会議等を開催して意見交換を行い、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成することとした。

## 市町村長会議等の開催と調整の状況

### <宮城県>

第1-3回：H24.10-H25.5

第4回：H25.11.11

→宮城県における候補地の選定手法が確定

第5回：H26.1.20

→詳細調査の候補地を3カ所提示

くりはらし ふかやまだけ たいわちよう しもはら かみまち たしろだけ  
(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)

[国・宮城県・3市町の会談]

第1回 - 第4回：H26.5.26-H26.6.30

第6回：H26.7.25

→環境大臣が詳細調査の実施について改めて依頼

第7回(県主催)：H26.8.4

→県知事が、県内市町長の意見を取りまとめ

平成26年8月下旬より、3カ所の詳細調査候補地について詳細調査を開始

### <栃木県>

第1-3回：H25.4-H25.8

第4回：H25.12.24

→栃木県における候補地の選定手法が確定

H26.7.30

→詳細調査の候補地を1カ所提示  
しおやまち てらしまいり  
(塩谷町寺島入)

第5回：H26.7.31

→候補地の選定結果を説明

第6回：H26.11.9

→国のこれまでの取組や県内処理の方針について説明

詳細調査は未実施

### <千葉県>

第1回：H25.4.10

第2回：H25.6.3

第3回：H26.1.9

第4回：H26.4.17

→千葉県における候補地の選定手法が確定

現在、選定作業中

### <茨城県>

第1回：H25.4.12

第2回：H25.6.27

第3回：H25.12.25

第4回：H27.1.28

→指定廃棄物一時保管自治体による議論の場を別途設置することを決定

### <群馬県>

第1回：H25.4.19

第2回：H25.7.1

## (参考)環境省の有識者会議

- 第1回：H25.3.16  
→処理施設の安全性について了承
- 第2回：H25.4.22
- 第3回：H25.5.10
- 第4回：H25.5.21  
→候補地の選定手順案について了承
- 第5回：H25.7.16
- 第6回：H25.10.4  
→候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承
- 第7回：H26.12.22  
→施設管理のあり方等に関する課題を整理

地元自治体からの質問への回答、説明会の開催の打診等、地元の方々がお持ちのご疑問・ご懸念に対して丁寧に説明を行う努力を継続。

## 4. その他

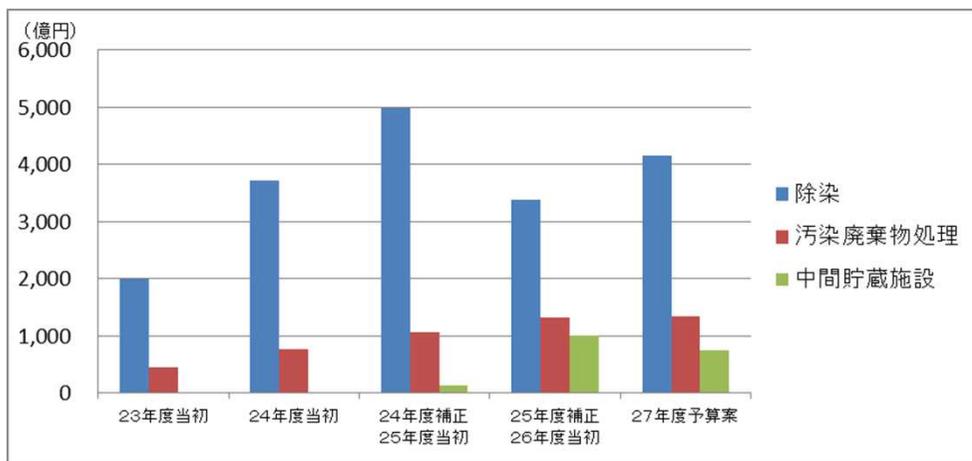
# 特措法施行のための予算

環境省では、特措法施行に係る予算として、これまでに総額1.89兆円を計上し、平成25年度までに0.75兆円を支出している。

	26年度までの 総予算	25年度までの 支出	25年度までの 不用	26年度 執行可能額	(億円)
					【参考】 27年度 予算案
除染	14,081	7,164	1,143	5,774	4,153
汚染廃棄物処理	3,629	343	1,153	2,133	1,337
中間貯蔵施設	1,189	29	8	1,151	758
総額	18,899	7,536	2,305	9,059	6,248

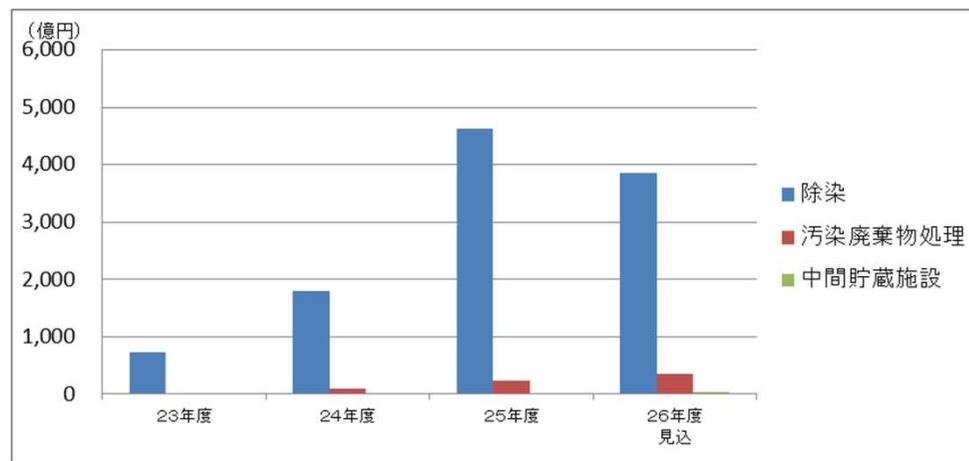
※ 上記の他、平成23年度に内閣府が計上した予算2,179億円等がある

### 予算額の推移(環境省分)



※ 後に繰越されるものを含むため、事業の進捗とは必ずしも一致していない。

### 支出額の推移(環境省分)



※ 福島県基金に交付したものを含むため、事業の進捗とは必ずしも一致していない。

# 除染等費用の東京電力への求償

特措法に基づき講ぜられる措置に係る費用は、特措法第44条の規定に基づき、東京電力に支払義務がある。環境省では、これまでに10回に分けて、約2,155億円の請求を順次行い、約1,115億円が応諾されている（平成27年3月末現在）。

未払の大宗を占める市町村除染については、環境省として、東京電力が一部の事業について重点的に事業内容を確認することで残りの大部分の事業について確認過程を簡素化する取組を、市町村とも連携しながらすすめている。

【参考】放射性物質汚染対処特措法の規定

第44条 事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、…関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

2 関係原子力事業者は、前項の措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならない。

## 支払額の内訳

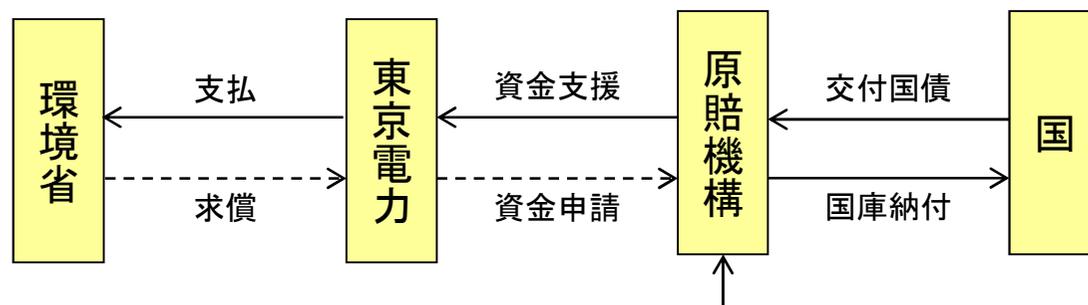
	(億円)	
	支払額	求償額
	支払率	
国直轄除染	899	925
	97%	
市町村除染	17	761
	2%	
技術実証・普及啓発等	52	103
	50%	
汚染廃棄物処理	132	342
	39%	
中間貯蔵施設	15	24
	61%	
総額	1,115	2,155
	52%	

※ 支払額には支払予定額（応諾額）を含む。

※ 上記の他、内閣府等求償分がある。

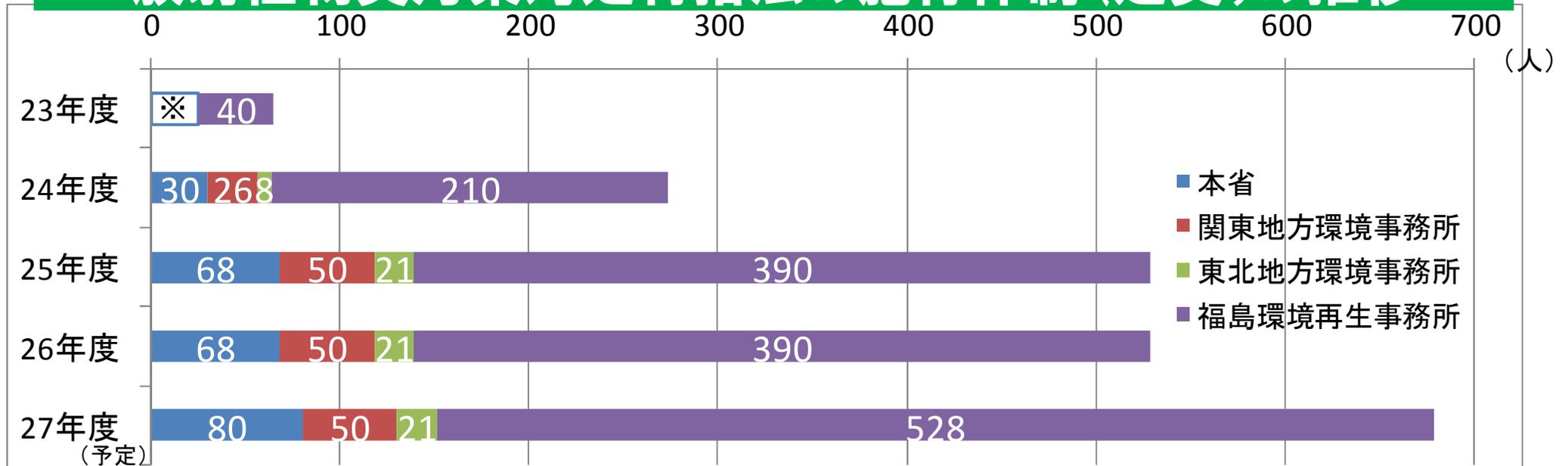
## 【参考】東京電力への支援スキーム

東京電力において必要となる資金繰りは、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付国債の交付・償還により支援されている。



平成25年12月の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」によれば、  
 ①除染・汚染廃棄物処理費用相当分は原賠機構保有の東電株式売却益により回収  
 ②中間貯蔵施設費用相当分はエネルギー特会から原賠機構に交付する資金により回収するものとされている。

# 放射性物質汚染対処特措法の施行体制(定員)の推移



## <23年度>

- 本省に、特措法施行チーム結成(※)
- 福島環境再生事務所を福島市に開設(H24.1)

## <24年度>

- 本省に、以下を設置
  - ①放射性物質汚染対策担当の審議官及び参事官
  - ②除染広報渉外広報室長
  - ③除染担当参事官室、除染渉外広報室
  - ④指定廃棄物対策チーム、対策地域内廃棄物チーム
- 福島環境再生事務所に支所を5か所開設(H24.4)  
(県北、県中・県南、浜通り北、浜通り南、会津)
- 関東地方環境事務所に放射能汚染対策課を設置
- 東北地方環境事務所の廃棄物担当を増員

## <25年度>

- 本省に、以下を設置
  - ①中間貯蔵施設担当参事官
  - ②中間貯蔵施設担当参事官室
  - ③放射性物質汚染対処技術統括官、放射性物質汚染対処技術統括官付参事官
  - ④放射性物質汚染対処技術統括官付参事官室

## <25年度(つづき)>

- 福島環境再生事務所に、以下を設置
  - ①廃棄物対策課
  - ②中間貯蔵施設等整備事務所
- 関東地方環境事務所及び東北地方環境事務所の廃棄物担当を増員

## <26年度>

- 本省に、以下を設置
  - ①指定廃棄物対策担当参事官
  - ②指定廃棄物対策担当参事官室
- 福島環境再生事務所に、①首席調整官室、②広報室、③経理課、④放射線健康管理官を設置するとともに、除染及び廃棄物処理事業担当の再編

## <27年度>

- 本省の除染担当・求償担当・中間貯蔵施設担当を増員
- 福島環境再生事務所の中間貯蔵施設等整備担当の再編

注1) 数字は、各年度末の定員数

注2) 東北地方環境事務所には、がれき処理の担当者(廃棄物担当)を含む。

注3) 福島環境再生事務所には、東北地方環境事務所の保全統括官を含む。**42**